

## 令和7年度第2回 湖西市子ども・子育て会議 会議録

(日時：令和8年1月23日 14:45から、場所：湖西市健康福祉センター 研修室)

(子ども政策課長 長田)

皆様、こんにちは。

定刻になりましたので、只今から、令和7年度第2回湖西市子ども・子育て会議を開会します。

本日、進行役を務めます、子ども政策課長の長田と申します。

よろしくお願ひいたします。

開催にあたりまして、子ども未来部長の戸田からご挨拶申し上げます。

(子ども未来部長 戸田)

改めましてこんにちは。

令和7年度第2回子ども・子育て会議の開催に当たりまして、ご多忙のところご出席を賜りまして誠にありがとうございます。本日の会議につきましては次第にもございますように「子ども・子育て支援事業計画」の見直し、そして、令和8年度から実施する「乳児等通園支援事業」などについて説明をさせていただきます。忌憚のないご意見をお聞かせいただければ幸いでございます。よろしくお願ひいたします。

(子ども政策課長 長田)

では、次第に沿って進めさせていただきますが、議事に入る前に本日使用する会議資料について確認をさせていただきます。

○A4縦の「次第」が1枚。裏面が名簿になっています。

○資料1「新たな入所待ち児童対策について」の資料。A4縦の両面印刷1枚とA4横の片面の資料が2枚綴りで1部。

○資料2、A3横長の「地域子ども・子育て支援事業【必須】」としたものが1枚。

○資料3「特定教育・保育施設の利用定員について」の資料。表紙1枚と片面刷りのものが2枚で1部。

○「湖西市乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）」の資料として、A4横両面刷りの資料4が1部。

○事前にいただきました質問に関する回答の資料を資料5としてございます。

以上6種類となっております。不足等がありましたらお知らせください。よろしいでしょうか。

また、「湖西市こども計画」の冊子をお持ちでない方につきましても、ご希望がありましたらお声がけください。よろしいでしょうか。

では会議をはじめさせていただきます。

本日の会議は、「湖西市子ども・子育て会議運営要領」第4条に基づき公開とさせていただいております。

本日、傍聴をされる方につきましては、傍聴受付でご確認いただきました会議運営要領第5条第

2項及び第3項に基づく注意事項を守って傍聴いただきますようご協力をお願いいたします。なお、会議録を作成し公開します。そのため議事の内容を録音させていただきますのでご了承いただきますようお願いいたします。

続いて、本日の会議の成立について報告させていただきます。

本日は、中村景子（なかむら　けいこ）委員、田中雅也（たなか　まさや）委員、木戸脇佳代（きどわき　かよ）委員、榎原朝子（さかきばら　あさこ）委員から欠席の申出がございました。

田中委員と木戸脇委員からは予め代理出席の申出がありましたので「湖西市子ども・子育て会議運営要領」第3条の規定に基づき会長の承認を得て代理の方に出席していただいております。田中委員の代理に湖西地区労働者福祉協議会副会長の美和彬生（みわ　あきお）様、木戸脇委員の代理に知波田小学校教頭の加藤健太郎（かとう　けんたろう）様に出席していただいておりますのでご了承いただきますようお願いいたします。

なお、柴田委員は間もなくお見えになると連絡がありましたのでこのまま続けさせていただきます。

以上のとおり、現時点では7名の出席があり過半数の出席を得ていますので、条例第5条第2項により本会議が成立していることを報告します。

それでは、次第2の議事に入ります。

議事の進行は会長が進行することになっておりますので、ここからは柴田会長にお願いします。

#### （会長 柴田委員）

ひとつ話題提供をさせていただきます。

NHKのテレビでやっておりましたので見た方もいらっしゃると思いますが、ここ1年ばかりAIの発展がものすごくって、世の中にあつという間に浸透しているなという感じがしています。

テレビでやっていたのは、相談事業がAIでできるという状況があつて、あまりにも依存しているものだから無しではいられなくなって、ついにAIの中の人と結婚するって言う人まで現れていて、アメリカでは依存し過ぎて自殺をしてしまった人までいるみたいな話があります。行政の千葉県の柏市でしたかね、一般的な行政相談を全部AIにさせるところまで出てきております。今後、教育も行政も子育ても変わっていくんだろうと思っています。

子育てをしているお母さんが、イヤイヤ期をどうしていいか分かんないからスマホを使いながら相談したりだとか、泣き声が何で泣いているか分かんないのでAIに泣き声を聞かせてこれは何で泣いているんだろうと聞いてるお母さんだとか、大きく子育ても教育も変わろうとしている節目にこの数年でなるのではないかなど感じています。反面、見直されて手書きで字を書くことが推奨されていたり、保育園幼稚園も基本的な字を覚えるとかではなく、より体を動かすとか、より自然に触れ合うみたいなことを重視する教育に変わっていくんだろうと言われております。そんな最中の行政の計画ですので、今後少しずつ認識して計画も策定されていかなくてはならないんだろうなというふうに感じております。

**(会長 柴田委員)**

それでは議事を進行させていただきます。

『湖西市子ども・子育て支援事業計画の変更について』を議題（1）とします。

資料1「新たな入所待ち児童対策について」です。

資料には2つの項目を示しておりますが、内容に関連がありますので、「1 対策（案）」及び「2 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保」について、まとめて保育幼稚園課から説明をお願いします。

計画書の頁や資料の該当箇所などをお示しいただきながらお願ひします。

**(保育幼稚園課長 水野)**

新たな入所待ち児童対策について資料1をご覧ください。

令和6年度の急激な出生数の減少に伴い、新たな人口推計に基づいて再計算した教育・保育の見込み量について、これを充足させて入所待ち児童を解消するため、100～130人規模の民間保育施設の新設に代わる新たな方策を提案いたします。

保育幼稚園課として、今回案としてお示しするのは、「民間園の定員の弾力運用を解消し、市単費による補助金制度を創設する」というものです。

「定員の弾力運用」については、前回の会議資料にお示ししましたとおり、待機児童解消等のため保育施設が定員を超えてこどもを入所させることができる制度です。平成11年度以降、原則概ね定員の25%程度まで入所させることができることとされています。民間保育施設としては、園児の人数に応じて支給される国の補助金単価を高く設定できるメリットもあります。

一方で、弾力運用として受け入れている園児数は、子ども・子育て支援事業計画上の確保量として計上できることになっているため、実際には入園できているにも関わらず、計画上は入所待ち児童として計上せざるを得ないというジレンマがあります。

この「定員の弾力化」によりこども計画の教育・保育の見込み量には実態と一致しない状況が生まれ、入所待ち児童の現状把握や、解消のための対策策定がしづらくなっているということが課題となっています。

この対策案により、民間園の弾力運用を解消することで、民間園の弾力運用で受け入れている入所枠を定員として拡充します。

弾力運用の解消により、民間園にとっては国給付金の割り増しを受けられなくなることから、これを補填して経営安定化を図るため市単費になりますが市独自の補助制度を時限的に創設します。また、弾力運用の解消による定員拡充だけでは不足分を補えないことから、元々のこども計画で予定していた以上に公立こども園の定員を拡充します。

メリットとしましては、園の新設などに比べ、コストを大幅に抑えられる点と、定員が明確化することにより教育・保育のニーズに即応しやすくなる点が挙げられます。デメリットとしましては、補助金を市単費で創設する必要がある点と、デメリットというよりは課題ですが、民間園の合意・協力を得られなければ実現できないという点です。

想定されるコストとしては、民間園が弾力により受けていた国交付金の割り増し分を補填するための市独自の補助金と、公立こども園の受入れを拡充するための設備改修に係る経費です。

補助制度については、令和 8 年度に民間各園と協議しながら制度設計を行い、令和 9 年度より運用を開始したいと考えています。補助制度には期限を設け、5 年を経過する令和 13 年度にそのありかたについて見直しを行う予定です。

この案を選んだポイントとしては、当初の保育施設新設と比較してもコストが最小限に抑えられ、ソフト事業であることから、今後の出生数や保育ニーズの変化にも対応しやすく、リスクが少ないこと。また、施設の建設となれば、設計・建設に複数年を要しますが、この案では制度設計と民間園との合意形成ができれば早期に対応できることから、現こども計画の期間である令和 11 年度までに入所待ち児童を解消するための対策として現実的であると考えました。

資料裏面になります。この弾力解消案を実施した場合の確保量と充足数はご覧の表のとおりとなる見込みです。

前回お示しした量の見込みでは、3 号 1 歳と 2 歳の「充足」の欄が令和 11 年度末までマイナスを示していました。今回お示しする案では、令和 9 年度の補助制度の運用開始による定員拡充と、公立こども園改修による令和 11 年度からの定員拡充により、令和 11 年度末にはマイナスが解消されるものと見込んでいます。

現在の人口減少の流れは非常に予想しづらく、新たな人口推計も予測通りにならないことも十分考えられます。また、保育ニーズの変化や保育士不足、課題を抱える子どもの増加などにより、保育施設を安定的に運営することは非常に困難な時勢となっています。今回の案は、現時点では最適のものであるとしてご提案させていただきますが、今後起りうる状況の変化に柔軟に対応できるよう、湖西市の保育体制の充実・安定化に何が適切なのか、様々な対策を今後も研究してまいりたいと思います。

以上です。

(会長 柴田委員)

はい、ありがとうございました。

事前質問が提出されているようですので、回答をお願いします。

資料 5

【河田委員からの事前質問】

定員の拡充と補助金制度について、出生数の減少が進行する中での民間園の定員の増員は大きなリスクを伴いますが、補助制度があれば、民間園も市へ協力し定員を上げる事が出来ると思います。しかし、予想を上回る少子化の場合には、上げた定員がすぐに下回る可能性があります。民間園の合意には定員を柔軟に下げることが出来る事の確約が必要ですが、いかがでしょうか。

<回答>

(保育幼稚園課長代理 尾崎)

定員の拡大については、不足する量に応じて柔軟に変更できるようにする予定です。定員に空きがある状況は民間園にとって赤字の原因となりますので、見込み量をよく見極めて、定員の確保が過剰にならないよう配慮してまいります。

制度の詳細につきましては、来年度に入ってからになりますが、民間園の方々と協議を重ねて準

備を進めてまいりたいと考えています。

河田委員、よろしいでしょうか。

(河田委員)

はい。

**【河合委員からの事前質問】**

弾力運用解消に係る対応（設備改修）について。

これは弾力運用を既に行っている園のニーズを反映したものでしょうか？（2園のお手洗い等の改修のみで解消されるのでしょうか？）

<回答>

(保育幼稚園課長代理 尾崎)

第1回会議後に市内の特定教育・保育施設で構成する「湖西保育士会」で複数の対策案を紹介させていただきました。弾力解消案を求める意見があったわけではありませんが、否定的な雰囲気もありませんでした。

なお、設備改修は弾力解消でも充足しない定員を確保するために、公立こども園2園のみを対象として実施するものとしております。

河合委員、よろしいでしょうか。

**【河合委員からの追加質問】**

定員に余裕がある幼児の枠を今回適正な人数を乳児に振り替えるということなんですけども、気になったのは、保育者の配置も幼児と乳児で大きく異なってくると思いますので、例えば保育の質の確保であったりとか、お子様の安全といったところは配慮しながら進めいかれるということでおろしいですか。

<回答>

(保育幼稚園課長代理 尾崎)

そうですね。おっしゃるとおりで十分配慮して進めていきます。

(河合委員)

はい、ありがとうございます。

(保育幼稚園課長代理 尾崎)

事前質問については以上になります。

(会長 柴田委員)

はい、ありがとうございました。

「新たな入所待ち児童対策」について改めて説明を聞いてみて、質問がこの段階であればどうぞ。

<質疑なし>

(会長 柴田委員)

よろしいですか。

弾力化ということなので一言で言うと、増えるだろう見込みに弾力的に対応しているということでおろしいでしょうか。

(保育幼稚園課長 水野)

はい、そのとおりです。もし定員割れということが数年続くとか、そういう状況をよく見ながら話し合いの中で、定員の設定をしていく予定です。

(会長 柴田委員)

はい、ありがとうございました。

(河田委員)

先ほどの発言で「数年続く」という部分について、それは私の中では納得はできませんのでお返事ください。

(保育幼稚園課長 水野)

状況を見極めて、状況に合わせて定員の設定をしていきます。定員割れが「数年続く」という言葉については訂正させていただきます。

(会長 柴田委員)

よろしいでしょうか。

(河田委員)

はい。

(会長 柴田委員)

他にご質問よろしいでしょうか。

はい、では、次に移ります。

続いて、資料2の「地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保」の変更で

② 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

④⑤ 一時預かり事業

⑪ 乳児家庭全戸訪問事業

⑯ 妊婦健診

⑭ 妊婦等包括相談支援事業

の計画値の変更が示されていますので、所管課から変更の理由等を分かりやすく説明してください

い。まず、保育幼稚園課が所管する事業からお願ひします。

(保育幼稚園課長 水野)

② 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

こども誰でも通園制度の見込み量につきましては、国が指定する公式に当てはめて算出しています。人口推計の減少に伴って、若干見込み量も減少しています。しかしながら、本事業は今年度先行実施している自治体でも実績の傾向にそれぞれ差がありますので、湖西市でどの程度のニーズが生まれ、利用されるのかは予測できない状況です。

④一時預かり事業（在園児対象型）

在籍する幼稚園において教育時間終了後に実施する一時預かりです。

人口が減少する一方、こども計画 21 ページにありますように、未就学児の母親のフルタイム就業率は上がっており、1 号認定、幼稚園に通う子どもの保護者の一時預かりのニーズは高まっています。

現行のこども計画では、令和 5 年度末の実績を基に見込み量を算出しましたが、今回の見直しでは令和 5 年度よりも実績が増加した令和 6 年度末の実績を基に見込み量を算出したため、対象人口は減ったものの、利用の見込み量は令和 7 年度から令和 9 年度まで当初の数値よりも増加しています。

令和 10 年度には、激減した令和 6 年度生まれが 1 号認定の対象となることから、見込み量も減少しています。

⑤一時預かり事業（在園児対象型を除く）

家庭で保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児を、こども園等で一時的に預かる事業です。

こちらも、現行のこども計画よりも新しい令和 6 年度の実績を基に見込み量を再計算しました。人口の減少に対し、母親の就業率上昇などによる保育ニーズの高まりから、近年の実績を踏まえると、量の見込みは増加するものと見込んでいます。

(こども未来課長 野原)

続いて、こども未来課より、3 つの事業について変更のご説明をさせていただきます。

一つ目は、資料 2 の NO⑪ 乳児家庭全戸訪問事業です。

訪問の対象となる家庭数の算出は、実績を参考にし年間出生数の 99% としております。令和 7 年度は、当初 294 人の出生数が見込まれておりましたので、99% の 291 人としておりましたが、変更後の出生見込み数が 242 人となりましたので、99% を乗じて 240 人に変更させていただきました。令和 8 年度以降も同様の計算方法で、令和 8 年度は 277 人、令和 9 年度は 272 人、令和 10 年度は 266 人、令和 11 年度は 260 人に変更しております。訪問対象の家庭に対しては全戸の訪問をめざしておりますので、確保量も同数となっております。

二つ目は、NO⑫ 妊婦健診です。

妊娠届出数の推計は 0 歳児の人口推計値と同様と見込んでおりましたので、人口推計値の変更で令和 7 年度の 0 歳児は 294 人から 242 人となりました。令和 8 年度は 280 人、令和 9 年度は 275 人、

令和 10 年度は 269 人、令和 11 年度は 263 人となっております。妊娠届の提出がある方すべての方に妊婦健診の受診をめざしておりますので、確保量も同数としております。

三つ目は、N0⑭妊婦等包括相談支援事業です。

ひとりあたり 3 回の面談実施を見込み、出生数に 3 をかけた数字となっております。令和 7 年は、当初見込んでいた出生数 294 人 × 3 回の 882 人としておりましたが、変更された出生数 242 人 × 3 回の 726 人に変更しました。同様の計算方法で、令和 8 年度は 840 人、令和 9 年度は 825 人、令和 10 年度は 807 人、令和 11 年度は 789 人に変更しております。また、確保量は、妊婦全員の 3 回面談を目指し、見込み量と同数としております。

こども未来課からは以上です。

**(会長 柴田委員)**

説明が終わりました。

「地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保」に関する事前質問は無かったようですが、改めて説明を聞いてみてご質問等ありましたらどうぞ。

<質疑なし>

**(会長 柴田委員)**

以上で、議題（1）『湖西市子ども・子育て支援事業計画の変更について』の審議は終わりました。

承認の採決に入ります。

「新たな入所待ち児童対策について」及び「子ども・子育て支援事業計画」における「教育・保育の量の見込みと提供体制の確保について」並びに「地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保」について、市の説明のとおり変更を承認される方は挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

**(会長 柴田委員)**

挙手全員です。

議題（1）『湖西市子ども・子育て支援事業計画の変更について』は承認されました。

なお、この変更に伴いまして、「湖西市子ども・子育て支援事業計画」を包含しております「湖西市こども計画」も変更される形となりますので、それについても承認されたものといたします。

**(会長 柴田委員)**

次に議題（2）に移ります。

『特定教育・保育施設の利用定員の設定について』を議題とします。

資料 3 です。保育幼稚園課から説明をお願いします。

**(保育幼稚園課長 水野)**

子ども・子育て支援法(第31条第2項、第72条第1項第1号)では、幼稚園、保育所、こども園等の利用定員を定める場合、子ども・子育て会議の意見を聴くことと規定されているため、今回、議題とさせていただきます。

まず、公立こども園の利用定員の設定についてです。

入所待ち児童の解消に向けた取組として、公立園の定員拡充を実施するもので、

岡崎幼稚園の2歳児の保育定数を15人から3人増の18人とします。

2・3号の保育認定の総数は、3人増の102人となります。

次に、小規模保育事業所である吉美風の子保育園から定員変更の届出がありました。

0歳児の保育定数を3人から3人減の0人とし、

1歳時の保育定数を8人から4人増の4人とし、

3号の保育認定の総数は、7人減の12人となります。

定員縮小の理由は、保育士不足によるものです。

先ほどご説明させていただきました、新たな入所待ち児童対策実施後の確保量にも、以上2件の定員変更は反映させております。

各園の定員を確保するために、保育士の確保が大きな課題となっています。市としても今年度より保育士の家賃を補助する国の制度を採用し、保育士への支援策を行っているところですが、保育士の維持・確保のため、市としても何ができるか研究し、努力してまいりたいと思います。

以上です。

**(会長 柴田委員)**

只今説明がありました、幼保連携型認定こども園湖西市立岡崎(おかざき)幼稚園及び吉美(きび)風の子保育園の利用定員の設定について、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

<質疑なし>

**(会長 柴田委員)**

以上で、議題(2)の審議は終了し、承認の採決に入ります。

『特定教育・保育施設の利用定員について』、市の説明のとおり設定することを承認される方は挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

**(会長 柴田委員)**

挙手全員です。議題(2)については承認されました。

議題(1)及び議題(2)の承認について、事務局は県への報告など、法律に基づいた適切な処理をお願いいたします。

以上で、本日の議題についての審議は終了しました。

---

(会長 柴田委員)

次に移ります。

次第3の「その他」、資料4であります。

令和8年4月から「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」が新たに開始されますが、事業開始までのスケジュール等について保育幼稚園課から説明をお願いします。

(保育幼稚園課長代理 尾崎)

資料4をご覧ください。こども誰でも通園制度の進捗状況についてご説明します。

資料の2ページに、現在湖西市で実施予定の事業内容を示しています。

利用条件としては、施設ごとに事前面談が必須となっています。国の制度としては月10時間を上限とすることが決定し、法律に規定されたところです。

利用料も国から標準額が示され、湖西市でも国指定標準額の1時間当たり300円を利用者にご負担していただくよう予定しております。

利用対象者についてですが、国の制度としては、保育所、こども園、幼稚園等に通園していない、0歳6か月以上満3歳までのこどもとなっています。これを、湖西市では独自に満3歳を迎えたのち、最初の年度末3月31日まで利用できることといたします。

理由としては、国からこども誰でも通園制度の実施に当たり、満3歳到達児のその後の受け皿確保や幼稚園等への円滑な連携・接続に努めることが求められているためです。

満3歳到達までを利用期間とする国の制度に基づくと、幼稚園への入園を考える場合、4月に3歳の誕生日を迎えるこどもは、年少・3歳児クラスへの入園までにはほぼ1年間、制度を利用できることになります。制度の目的である、家庭とは異なる経験や家族以外の人との関わりを定期的に得ながら、幼稚園やこども園等への入園につなげることが必要と考え、市独自に利用可能期間を延長することといたしました。

今月行った、民間各事業所へのアンケートでは、現在6の施設が「事業を実施する予定」、1施設が「前向きに実施を検討」と回答しており、計7施設で制度が利用できるようになるものと見込んでいます。

こども誰でも通園制度専用に定員を設ける「一般型」を予定している施設が3施設、こども園等として設定している定員の空いている枠内で利用を受け入れる「余裕活用型」を予定している施設が4施設となっています。

公立施設では4月1日より利用できるよう準備を進めておりますが、民間事業所がいつ頃事業を開始できるかは現在のところ未定です。

事業所が事業を開始するための「認可・確認」申請の受付を今週開始したところですので、その手続きの中で開始時期を把握してまいりたいと思います。

資料の3ページに移りまして、国から給付される乳児等支援給付費の金額です。

事業所は、基本分単価としてこども一人1時間当たり、0歳児は1,700円、1・2歳児は1,400円の給付を国から受けることができます。

これに加え、加算分単価として、1～3の配慮が必要な子どもの受入れの際に時間当たり加算されるもの、4の事前面談の際に給付される加算や、8の相談対応への加算が用意されています。また、5については、1時間あたり300円の利用者負担額を減免するための加算となっています。資料次のページです。

利用までの手順としては、このとおりとなっています。

③の事前面談以外は全て国が用意する「こども誰でも通園制度総合支援システム」を使用して利用者がスマートフォンなどで行う手続きとなっています。

利用者は市に対して利用申請を行います。そこで認定を受けると、事業所へ事前面談を申し込みができるようになります。親子での事前面談を経て事業所が受け入れ可能と判断すると、利用者はその施設の利用可能枠に応じて利用を申し込みができるようになります。

最後のページですが、今後はこのようなスケジュールで進んでまいります。

現在、事業者が制度を開始するための「認可・確認」の申請受付を開始しています。

この「認可・確認」をクリアするための手順として、子ども・子育て会議での意見聴取が必要となります。今回の会議には間に合わないため、今後書面にてご意見をいただくことになりますのでご承知おきください。

利用者の認定申請については、システムの都合もあり3月から始める予定としています。利用者は認定され次第、その時点で認可・確認を受けている事業所に対して事前面談を申し込み、4月からの利用に向けて準備を進めていただけます。

市からの広報としては、1月14日の市公式LINEで4月からのこども誰でも通園制度開始について情報発信させていただいたところですが、これまで国の動向が遅れてきたこともあります。情報が十分発信できていません。どの事業所で利用できるかといった情報も、申請の時期や審査により現時点では周知できないことから、利用事業所が追加登録された都度広報するなど、細やかに情報発信を行ってまいりたいと思います。

以上、こども誰でも通園制度の進捗状況についての説明でした。

#### (会長 柴田委員)

説明がありましたとおり、認可・確認までの手続として、湖西市においては当会議（子ども・子育て会議）の意見を聴取することになります。事務局が指定する方法で進めていきたいと思いますので、その際には委員の皆さんのご協力をお願いいたします。

#### (会長 柴田委員)

今日の議題に直接関係はありませんので大変恐縮ですが、ちょっと気が付いたことがあります。

資料2の「⑯児童育成支援拠点事業」と「⑰親子関係形成新事業」についてです。

少し傷ついてしまった子どもとか、親との関係が具合が悪いとかの逆境的小児期体験と言いますか、虐待までではないけれど、それが重なってまた次の世代に伝達してしまったりとか、それらを少しでも無くすための事業です。

2月27日の午後に、名古屋市でこの事業を展開している団体によるこの事業の説明のオンラインセミナーがあります。今後、虐待予防の観点から考えていったらしい事業ではないかなと思って

いますので述べさせていただきました。

以上、私はここまでで、事務局に進行をお返しします。

(こども政策課長 長田)

次に、次第4の「事務連絡」です。事務局よりご説明いたします。

(事務局 鈴木)

3点ほど事務連絡があります。

1点目は、「こども誰でも通園制度」に関する意見聴取についてです。

先ほどの説明にもありましたとおり、この事業についての認可・確認は市が行うことになっています。その際に、湖西市においては当会議の意見を聴取することになりますが、意見聴取は会議によらず書面での聴取を考えております。その具体的な方法等について整理して後日ご連絡したいと思っておりますので、その際にはご協力を願いいたします。

2点目は、次期委員の選任についてのお願いです。今期の任期満了日が令和8年3月31日でございます。

公募以外の委員の皆様には、委員の委嘱に関する今後の意向調査をお願いしたいと考えていますので、後日メールで調査票を送付させていただきます。ご協力を願いいたします。

3点目は、本日分の報酬についてです。来月中にお振り込みさせていただく予定ですのでお伝えしておきます。

事務局からは以上です。

(こども政策課長 長田)

事務連絡について、何かご質問はございませんか。

<質問なし>

(会長 柴田委員)

書面での意見聴取をしていただく「こども誰でも通園制度」ですが、前にも説明があったと思いますけれども、感覚的にこれ何だっかと思う方もいるかと思いますので、いわゆる一時保育とか延長保育と何がどう違うかとか、概略をこの場で説明しておいていただけるとありがたいと思います。

(保育幼稚園課長代理 尾崎)

こども誰でも通園制度、法律上では乳児等通園支援事業という名称になります。国が法律で定めましてこの4月1日から全市町村で実施しなければならないということで、先行実施として全国でいくつかの市町村が実施しています。湖西市は令和8年度4月からスタートということで、形としては子どもを預けるという形になるのですが、国が考える趣旨からしますと親目線ではなくて、子どもが家庭の中だけではなくて家族以外の人と関わりを持ったりだとかということで、「子

どもの社会性を育む」というのが一番の目的であるということになると思います。

(会長 柴田委員)

まあ、要するに子育て中の親が子どもに体験させようかなと思って園に体験入園的なことをさせていただけるような制度と考えていいですかね。

(保育幼稚園課長代理 尾崎)

はい、おっしゃるとおりです。

(こども政策課長 長田)

他にはよろしいでしょうか。

<質問なし>

(こども政策課長 長田)

現委員の皆様におかれましては、事務局からもありましたとおり令和8年3月31日までが委嘱期間となっております。対面での会議は今日が最後となります。本来でしたら皆様から一言ずつ頂戴したいところではありますが、時間の都合で申し訳ありませんが割愛させていただきます。

現委員の皆様におかれましては「こども計画」の策定におきましてたいへんなご尽力をいただきありがとうございました。この場を借りてお礼申し上げたいと思います。

それでは、以上をもちまして、令和7年度第2回湖西市子ども・子育て会議を閉会といたします。  
大変ありがとうございました。お疲れ様でした。

15：35 了